平成20年 2 月22日

1.出席議員

議	長	杉	原	豊	喜
1	番	上	田	雄	_
3	番	Щ	П	裕	子
5	番	大河	智		
7	番	古	Ш	盛	義
9	番	山	П	良	広
11	番	Щ	﨑	鉄	好
13	番	前	田	法	弘
15	番	石	橋	敏	伸
17	番	小	池	_	哉
19	番	Щ	П	昌	宏
22	番	平	野	•	夫
26	番]]]	原	千	秋
28	番	富	永	起	雄
30	番	谷	П	攝	久

副議長 牟 田 勝 浩 泰孝 2 番 浦 4 番 松尾陽輔 6 番 宮 本 栄 八 8 番 上 野 淑 子 10 番 吉川里已 末 藤 正 幸 12 番 14 番 小 柳 義 和 16 番 樋 渡 博 德 18 番 大 渡 幸 雄 21 番 吉 原 武 藤 江 原 一 雄 23 番 27 番 髙 木 佐一郎 29 番 黒 岩 幸 生

2. 欠席議員

20 番 松尾初秋

3.本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 緒 方 正 義 次長兼総務係長 黒 川 和 広 議 事 係 長 松 尾 和 久 議 事 係 員 森 正 文

4.地方自治法第121条により出席した者

市				長	樋	渡	啓	祐
副		市		長	古	賀		滋
副		市		長	大	田	芳	洋
教		育		長	浦	郷		究
総	務		部	長	大	庭	健	Ξ
企	画		部	長	末	次	隆	裕
Z	ど	も	部	長	松	尾	茂	樹
Щ	内	支	所	長	藤	﨑	勝	行
会	計	管	理	者	森		基	治
総	務		課	長	古	賀	雅	章
財	政		課	長	久	原	義	博
企	画		課	長	角			眞

	H3% -3-				
		2月22日(金)10時開議			
日程第1		会期の決定			
日程第2		会議録署名議員の指名			
日程第3		市長の提案事項に関する説明			
日程第4	第5号議案	武雄市立保育所設置条例の一部を改正する条例(質疑・所			
		管常任委員会付託省略・討論・採決)			
日程第5	第6号議案	財産の譲与について(質疑・所管常任委員会付託省略・討			
		論・採決)			
日程第6	第7号議案	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増			
		加及び組合規約の変更に係る協議について(質疑・所管			
		常任委員会付託省略・討論・採決)			
日程第7	第8号議案	平成19年度武雄市一般会計補正予算(第9回)(質疑・所			
		管常任委員会付託省略・討論・採決)			

程

第 1 号

 $\boldsymbol{\exists}$

事

議

開 会 10時8分

報告第1号 専決処分の報告について

議長(杉原豊喜君)

日程第8

皆さんおはようございます。ただいまから平成20年2月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第5号議案から第8号議案まで4件の議案と報告第1号を一括上程いたします。

日程第1.会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する 議会運営委員長の答申を求めます。髙木議会運営委員長

議会運営委員長(髙木佐一郎君)〔登壇〕

おはようございます。平成20年2月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開き協議をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1.会期及び会期日程について、第2.付議事件の 審議順序及び委員会付託の要否について、以上2項目でございます。 本臨時会において審議されます案件は、ただいま議長から上程になりました条例議案1件、 事件決議議案2件、補正予算議案1件及び報告1件の計5件でございます。

審議順序は議案番号順に行い、いずれの議案も所管の委員会付託を省略し、即決して差し 支えない旨意見の一致を見ました。

以上のことから考えまして、会期は本日22日の1日間が適当である旨決定をいたしました。 以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

議長(杉原豊喜君)

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日22日の1日間と決定いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日22日の1日間と決定いたしました。 日程第2.会議録署名議員の指名を行います。

武雄市議会会議規則第81条の規定に基づき、会議録署名議員に21番吉原議員、23番江原議員、28番富永議員、以上3名を指名いたします。

日程第3.市長の提案事項に関する説明を求めます。 樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

平成20年2月武雄市議会臨時会の開会に当たり、御提案いたしました条例議案1件、事件 議案2件及び補正予算議案1件について、その概要を御説明申し上げます。

朝日保育所、朝日第二保育所及び若木保育所の民間移管につきましては、運営事業者を朝日保育所及び朝日第二保育所は社会福祉法人「朝日福祉会」、若木保育所は社会福祉法人「教證会」に決定、本年4月1日からの移管に向けて事務手続を進めております。この民間移管に伴い「第5号議案 武雄市立保育所設置条例の一部を改正する条例」は、所要の改正を行います。「第6号議案 財産の譲与について」につきましては、民間移管により若木保育所の建物及び設備を社会福祉法人「教證会」へ譲与するための議案であります。

続きまして「第7号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及 び組合規約の変更に係る協議について」につきましては、加入している一部事務組合の数及 び一部事務組合の規約の変更等に関するものであります。

続きまして「第8号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算(第9回)」につきましては、先ほどの社会福祉法人「朝日福祉会」が朝日保育所と朝日第二保育所を統合して保育所を新築する場合において、その費用の一部を助成するため、債務負担行為を定めること及び財団法人「自治体国際化協会」の海外事務所に派遣予定職員の派遣日程が早まったことに伴い、旅費を補正するものであります。

その他、専決処分いたしました損害賠償の額を定めることについて御報告をいたしております。

以上、御提案いたしました議案について、その概要を御説明いたしました。詳細について は、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉原豊喜君)

日程第4.第5号議案 武雄市立保育所設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

第5号議案 武雄市立保育所設置条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

議案集1ページと参考資料として新旧対照条文をつけておりますので、その1ページを御 参照ください。

改正条例の説明の前に、朝日保育所、朝日第二保育所及び若木保育所の民間移管の経過について若干御説明を申し上げます。

朝日保育所、朝日第二保育所及び若木保育所の3つの保育所につきましては、公立保育所の役割及び管理運営に関する計画に基づきまして、昨年の3月から5月にかけて引き受け事業者の公募を行ったところでございます。公募の結果、朝日保育所、朝日第二保育所は武雄市朝日町の社会福祉法人「朝日福祉会」に、若木保育所は武雄市若木町の社会福祉法人「教證会」へ移管することを決定し、現在それぞれ連絡調整を行いながら移管事務の手続を行っているところでございます。

具体的な事務手続の一環といたしまして、朝日福祉会と教證会では児童福祉法の第35条第4項の規定に基づき、引き受ける保育所の認可を受ける必要がありますので、その準備を進められているところであります。また、武雄市でも児童福祉法第35条第6項の規定に基づき、廃止日の1カ月前までに県知事あてに廃止の届け出が必要ということになっております。

今回の条例改正の内容でございますが、今申し上げました3カ所の保育所の民間移管に伴いまして、武雄市立保育所設置条例第2条中、朝日保育所、朝日第二保育所、若木保育所の項を削り条文を整備するものでございます。なお、条例の施行につきましては平成20年4月1日からとしております。

以上、簡単でございますが補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申 し上げます。

議長(杉原豊喜君)

第5号議案に対する質疑を開始いたします。5番大河内議員

5番(大河内 智君)〔登壇〕

おはようございます。第5号議案につきまして質問させていただきます。

今、担当部長より説明がございましたけれども、実はこの保育所民営化等につきましては、

合併前の平成で言えば17年4月から、東川登・西川登保育所が民営化され、その後統合されて現在に至っています。

実は、そういう経過、さらにはその前段に行われた杵島向陽園の民間移管等々の移管に伴う事務とか説明等を踏まえて教訓化しながら、今回事案の扱いもなされてきただろうと思っています。そういう意味を込めまして、前回の合併前の民間移管の場合にも問題提起をいたしましたが、改めて4点ほど質問いたします。

小さいことかもしれませんが、まず第1点です。これは東川登・西川登保育所のときにも 指摘をいたしましたが、このピンクのチラシです。(チラシを示す)このピンクのチラシが 新聞折り込みとしていつごろ配布なり折り込みされたのかをお尋ねいたします。なぜならば、 前回と一緒で、今回も「朝日保育所、朝日第二保育所、若木保育所の3園は、平成20年4月 1日から私立になります」で終わっています。先ほど移管手続なり承認等についても部長の ほうから説明がありましたが、繰り返しますけれども、前回も議会の議決承認を得て初めて 私は私立保育園に移行される文章ができるんじゃないかと思いますけれども、今回、この私 立になりますというのが明確になったのは、どういう経緯でいつなのかをまず質問いたしま す。

2点目です。これも、東川登・西川登保育所との関連がありますけれども、平成17年2月の東川登保育所、西川登保育所の移管のときの条例改正では、前段を省略して第2条では東川登保育所の項及び西川登保育所の項を削るという文章になっています。今回の第2条の分には、改めるとなっています。そういう意味で、削るも改めるも大異はないかもしれませんが、条文として変更する場合、合併の前後がありますけれども、第2条の文言の削るというのと今回の改めるという分の経緯について質問いたします。

3点目です。実は、今回資料の要求を私は昨日も行いました。それは、引き受け法人との引き継ぎに関する協定書、さらには後ほど7号、8号議案がありますけれども、統合保育所、朝日の場合の施設整備に関する計画書について、この項も事前にいただかないと審議ができないということでお願いしていましたが、本日一たん提起され、その後また文書的に見直しがなされています。私を含めて何人かはこの文書の内容を見たんですけれども、大変大きな問題がございました。急遽、文章が修正されてまた項目も修正されていますけれども、これは後ほどまた他の同僚議員からも質問があろうかと思いますけれども、私自身が通告した分でこの項で二、三点質問します。

まず、協定書の中ですけれども、引き受け法人との引き継ぎに関する協定書が2つあります。どちらでも共通するのは第3条で、その中の第6号に、朝日なり若木は別にしても、嘱託職員については本人の意向を踏まえ、その雇用に配慮すること。また、地域組織との交流とか地元業者との取引については配慮し、地域間の連携を深める。後段については向陽園の問題とか東川登・西川登の保育所の関係の食材等の引き受け業者との関係で、強く要望があ

った時点で多分生かされていますけれども、前段の部分の嘱託職員の雇用の配慮についてあ りますけれども、まず、基本的に各保育所における正規職員と嘱託職員の数及び移管をした 場合に、その方々はどういうふうな人事配置がなされるのかお尋ねいたします。

あと、統合保育所の設置条件、計画書につきましてはさっき言いましたように、第8号議案の予算書の中で債務負担行為がかかりますので、その第8号議案の審議のときに改めて質問したいと思います。

以上です。

〔30番「議事進行」〕

議長(杉原豊喜君)

30番谷口議員

30番(谷口攝久君)

今、私は5番議員が質問されていましたのであえて言いませんでしたけれども、本来そういう質問をする前に、一番最初に言われた、いわゆる議会の議決をしないうちに民間に移管されたとか、そういうふうにされるとか、それをどこが出したかをはっきりさせた上で審議をせんと、議会はそんな後で決まったことを審議するんじゃ意味がないわけですよ。だから、本来そういうことについて議長はどう思われるか。一応休憩をして明確にした上で、そうしないと審議したって意味がないわけですよ。もう既に審議されたことで、例えば、仮に決定しているのが事実であれば、チラシに書かれてもしようがないわけですけれども、議会としては審議を今しているわけですから、そういう点については明確にせんといかんと思います。これは議会の権威の問題ですから。

だから、まず休憩するなり、あるいはそれに対する、そこだけをはっきりした上でないと、私その質問を続けてされたことも気になっとるわけですけれども、一番最初の質問をはっきりした上でされたら、民間移管が悪いとかいいとかいう問題ではないわけです。それは、一つの方針としては私はわかるんですけれども、そこらの手順をきちんとしてほしいというのが議会の筋だと思いますので、明確にしてほしいと思います。

議長、取り計らいを。

議長(杉原豊喜君)

ただいま30番議員から議事進行で、議長の取り計らいということで御質問ございましたけれども、チラシの折り込みが新聞等になされたと、こういった多分募集のチラシだと思いますけど、議会の議決なくしてそういったものが事前に行われたということの指摘だと思います。そういったことで、一応執行部にこの件について答弁を1回させたいと思います。いいですか。

[30番「審議をするの」]

執行部に先ほどの質問に対しての答弁を1回させます。

[30番「いや、答弁を求められる前に、はっきりしてから審議をしたがいいと思いますが」]

その答弁を執行部にさせたいと思います。(発言する者あり)松尾こども部長 松尾こども部長〔登壇〕

お答えをいたします。

チラシの件でございますけれども、まずいつ配付されたかということでございますが、昨年の11月14日に配付をいたしております。それで表現上、現在の朝日保育所、朝日第二保育所、若木保育所が公立でありますが、私立という表現をいたしまして、欄外に来年の4月1日に私立になりますという書き方をいたしておりますが、その表現につきましては、私立になる予定ですというような、もう少し気を配った表現をしておくのが本当じゃなかったかと思っております。表現上適切でなかったというふうに思っております。この分については、おわびを申し上げたいというふうに思います。

〔30番「議事進行」〕

議長(杉原豊喜君)

30番谷口議員

30番(谷口攝久君)

たとえ募集した場合でもね、私立と市立とでは保護者の受けとめ方は違うし、そこに入園させるかどうかの問題もやっぱり違うんですよ。ですから、ただ私は私立に変えるとか、あるいは管理委託をするとかそういうことについての、いい、悪いということを言っているわけじゃなくて、前段でそれに似たようなケースが前も起こっているし、もう1点実は気になっているんですよ。

例えば、暴力追放で暴力団は一切市の住宅に入れませんて。聞いた耳はいいんですけれど も、現実問題そういうのを法制化にすぐできるかどうかという問題があるのにですよ、いか にも市が決定したかのように報道されてみたりしているわけですよ。そういうふうなケース まで、やっぱりいろいろと気になる報道が出ている。

それは議会がそういう問題については、やはり条例の改正なり規則の改正なりについて了承していれば、そういう発言だって、当然そういうことを進めることは悪くないことですけれども、しかし、法律上問題があるとすれば実施できない条例の問題だってあるわけです。そういう問題と関連して、今のような問題も議会が審議する前に、それを決定して11月に通知を出すなんていうのが現実的にはおかしいわけですよ。ですから、そういう点については議会としてもきちっと経緯として、やはり示しをきちんとしておかんと内容の論議に入れんじゃないですか。いいことであっても進められんわけですよ。そこら辺について明確に議長としての指示をしてほしいと思います。

〔29番「議長、議事進行について」〕

議長(杉原豊喜君)

29番黒岩議員

29番(黒岩幸生君)

済みません、ちょっと所用がございましてこの論議におくれたわけでございますけれども、結局、私がいろいろ考えて、これは確認していただきたいんですけれども、結局は民営化するという話があって、そして募集されたのやなかったかなて気がするんですよね、されたと。そして、それが決定して今度4月から始まるという考え方持っていたんですよね。私の勘違いなら別ですけどね。ずっと流れの中で、どこで決まったか私ちょっと定かじゃないですけれども、民営化するんだと、話と。だから、それで若木は若木で募集したという考えでおったんですよね、されたと。それは条件に合ったか合わないか別ですよね。そして、それがおくれてきて今度なるのかなて思っていたんですね。だから、全く民営化の話がないのに民営化が出ていたというたら、それは問題ですよね。

それと今の条例と市長の行動の話ですけれども、それは市長は行動しますよね。条例があるうがなかろうがね。執行部ですからね。だからそれが何かに触れたときは確かに議会が責めることであって、すべてを議会が決めんぎ動かれんということはないと思うんですよね。それは執行権の範囲と思うですけどね。だから1つ、2つですけど1つだけで結構ですけれども、私の勘違いなのかね。若木はいつ民営化になるよと、そしてまたうわさとしては早く飛びますよね、どこか民営化になるんだよと。そういうのは出ますよ。しかし出るでも、はっきり議会は議会で追っていく、執行部は執行部でやっていくとあるんですよね。今度は病院だって一緒と思うんですよ。執行部は執行部でいろいろ考えていくんですよ。議会は議会で考えます。だから、それが合わないときには下手すれば市長不信任が出るかもわかりませんね。あるいは議会も納得するかわからん。それと一緒であって、民営化については、民営化をするということはなかったのかあったのかね。そこら辺の、時間的経過をもう少し話していただきたいと思いますけど。(「確認ばすっぎ」と呼ぶ者あり)

議長(杉原豊喜君)

暫時休憩をいたします。

休 憩 10時31分 再 開 10時41分

議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの29番議員の議事進行についてと、先ほどの質問とあわせて執行部から答弁をさせ たいと思います。松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

保育所の民営化の計画決定以降の経過でございますけれども、平成16年の12月の議会で、

武雄市財政健全化計画の策定をした分を報告いたしております。その中で、朝日保育所、朝日第二保育所、若木保育所については民営化をしたいということで方針を打ち出しているところでございます。

それから、それに基づきまして、この3つの保育所につきまして平成19年度に公募を開始いたしております。まず、朝日保育所、朝日第二保育所について申し上げますと、公募開始を5月1日にいたしまして、その後申し込みがありました分について検討会というのをつくりまして、そこで検討をさせていただきまして、最終的に運営事業者の決定を19年8月10日に決定をいたしております。

それから、この決定につきまして9月3日に全員協議会でこういうふうに経過と、こうい うふうに決定をいたしましたということで報告をいたしているところでございます。

それから、若木保育所につきましても昨年の3月1日に運営事業者の公募を開始いたしておりまして、公募がありました分をその後検討会で検討をして、7月26日に運営事業者を決定いたしております。この分につきましても7月30日の全員協議会の中で、経過と、それから決定をした分について報告をいたしているところでございます。

以上でございます。

それから、続きまして現在のこの3つの保育所の正規職員、嘱託職員の数のお尋ねがございましたので、この分について......

〔30番「そがんと聞いとらっさんろうもん。議事進行に対する答え」〕 失礼しました、はい。

[27番「議事進行では答えんでいいっちゃろ」]

議長(杉原豊喜君)

いや、私が許可しました。30番谷口議員

30番(谷口攝久君)

私が、議事の進行上求めたことは、要するにそれぞれ手順踏んで執行部が説明をし、公募をし、その経過を全協でお話していると答えたということについては十分承知しているから、議案の内容についてどうこう言っているわけじゃないんですよ。ただこの間のことから、前回もそうでしたけれども、いわゆる議会で議決する前に、もうあたかもされたような感じでのそういうふうな募集の仕方とか、そういう問題について、質問があったからそれに対してお答えをされた上でいるいろな論議をせんといかんじゃないかということを私が申し上げているわけですから、今のことはそれは議案の中身の経過の説明ですから、それは私たちも事前に現実に聞いて知っているわけですよ。それは承知の上で、今の取り扱いについての方法を聞いているわけですよ。

ですから例えば、いや全協でも了解を受けとったということまではおっしゃいませんでしたけれども、全協で聞いていますから。しかし、全協で了解しとったからというて、そうい

う発表してしまうと、全員協議会は事前協議なんですよとさせちゃいかんわけですよ、全協 は。それは議会のそういうきちっとしたルールがあるわけですから、そういう意味で私が質 問しているということだけはわかってほしいと思います。

〔5番「議長、議事進行」〕

議長(杉原豊喜君)

5番大河内議員

5番(大河内 智君)

内容に入る前に、実は手続で質問したんですけれども、先ほど30番議員も申されましたが、合併前の東川登・西川登保育所のときと同じ内容扱いで実はされているんですよね。だから、さっき言いましたようにチラシの中も公立は1カ所で、あとはずっと私立なんですよ、すべてが。なった中身で出してあるんですよ。これでは、人によっては民営化についても質問があり、また疑問もあんさあじゃろうというふうに実は12月議会でも質問しました。そういう経緯であるのに、これもう11月にチラシが入っとると言っていますから、実は質問したのは前回もこういうことがあっておったけんが、そんなことしちゃいかんよというのを前回質問しました。教訓としてくださいというので、今先ほどおわびをされました。悪かったということで、それは確かにそういう意味ですので私はここでこれはもうこれ以上は質問しませんけれども、このことは。おわびをされましたけれども、改めてですけれども、これに類似することが今後事案として出てくると思います。ぜひそういう意味では議会に対する配慮も十分された上で、市民の御納得と議員が納得し得るような対応をしてもらうことを強く要請いたします。

以上です。

議長(杉原豊喜君)

東西川登保育所のときと同じ状況だということでございます。執行部のほうには今の意見を十二分に尊重しながら、強く申し入れをしたいと思います。

[29番「議長、ちょっと休憩してくれんね。議事進行でんよかですよ。どうしましょうか」]

暫時休憩いたします。

休憩10時47分再開10時50分

議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き再開をいたします。

答弁漏れの分の答弁を求めます。松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

それでは、3保育所の正規職員、嘱託職員の数につきまして御報告を申し上げたいと思い

ます。

まず朝日保育所でございますが、現在園長1名、主任保育士が1名、それから正規職員の保育士が2名、嘱託の保育士が9名、それから調理員2名、計15名でございます。

それから、朝日第二保育所でございますけれども、園長1名、主任保育士1名、それから 正規保育士が3名、嘱託保育士が7名、調理員2名、計14名でございます。

それから、若木保育所でございますが、園長1名、主任保育士1名、正規の保育士1名、 嘱託の保育士4名、調理員2名、計9名ということになっております。

以上でございます。

議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

条例中の表現の仕方についての御質問でございますけれども、前回は、表中の一部を削るというものでございました。今回は表に4カ所の保育所がございまして、このうち3カ所を削るということになりましたので、残りは1カ所となるということから表にする必要がなくなりましたので、改めるという表現でさせていただいているところでございます。

議長(杉原豊喜君)

松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

嘱託職員の処遇でございますけれども、さっきお答え申しましたように、協定書の中で嘱託職員については本人の意向を踏まえ、その雇用を配慮することということになっておりまして、既に各3保育所の嘱託職員の処遇を決定されております。

御報告申し上げますが、朝日保育所が9名嘱託職員がおったわけでございますけれども、 この9名中9名が応募をされまして、8名採用ということになっております。

それから、朝日第二保育所でございますけれども、7名嘱託職員が現在おりますが、この方にちのうち5名が新しい保育所に応募をされまして、5名のうち5名全員採用ということになっております。

それから、若木保育所でございますが、若木保育所につきましても4名の嘱託職員がおりますが、このうち4名全員が応募をされまして、4名全員採用ということになっております。

以上でございます。

議長(杉原豊喜君)

5番大河内議員

5番(大河内 智君)〔登壇〕

協定書の第3条第6号、先ほど嘱託職員については内訳をずっと説明されましたけれども、 ぜひそういう意味では配慮をしていただきたいと思っていますけれども、その後、先ほど申 しました地域組織との交流及び地元事業者との取引について配慮をしということは、これに つきましては、どういうふうな状況で相手方は対応されていこうと思われているのか、そう いう経緯があるのかお尋ねいたします。

議長(杉原豊喜君)

松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

お答えいたします。

地元業者の関係でございますが、地元納入業者との取引につきましては、これも引き継ぎに関する協定書の中で地元業者との取引について配慮し、地域との連携に努めることというふうにいたしておりまして、引き継ぎ業者には現在の公立保育所の納入業者のリストを手渡しをしておりまして、取引をお願いいたしております。引き継ぎ業者の方からは、これまでのように地元納入業者との取引をやりたいということでお答えをいただいております。

議長(杉原豊喜君)

6番宮本議員

6番(宮本栄八君)〔登壇〕

いよいよ民営化になっていって、私としては希望どおりになっているかなというように思っておりますけれども、佐賀市だったと思いますけれども、いつも問題になるのが、今までの利用者に説明が不十分で、その辺の不安から混乱するということがよくあっております。 それで、新規応募者は私立になるかなということで来ると思うんですけれども、これまでの通園者に対する説明なり理解とか、説明はどういうふうにして深めていくように考えてあるのかお尋ねします。

議長(杉原豊喜君)

松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

お答えいたします。

現在の保護者の方々に対する説明でございますけれども、それぞれ引き受け事業者が決定をした後にそこの保護者の方々に集まっていただきまして、引き受け事業者も中に入りまして、いろいろ意見交換また要望等聞いております。

それで、その中でも9月7日に若木保育所のほう、10月25日に朝日と朝日第二保育所の保護者の方のアンケートもいただきまして、その分の要望なり意見なり、その辺も参考にしながら話をこれまでしてきたところでございます。今後も必要とあればまた話をしていくことにいたしております。

議長(杉原豊喜君)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第5号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番(平野・夫君)[登壇]

第5号議案 武雄市立保育所設置条例の一部を改正する条例については、反対の立場から 討論をいたします。

朝日保育所、朝日第二保育所及び若木保育所の管理運営を民間に移譲するため条例を改正したいということであります。

これまでの我が国の福祉を支えてきた福祉三原則、ここに立ち返ってみたときに、その三原則の第1には無差別平等の原則、第2には公的責任の原則、この原則にのっとって、これまで民間任せあるいは民間委託というのは法改正以前は承認されてきませんでした。第3には必要充足の原則。これは決して福祉全般が救貧法ではない。したがって、地方自治のあかりとして福祉の向上がうたわれてきました。

今回の保育所の民間移譲に関して言いますと、保育所行政における公的責任とは一体何なのかが問われている問題だと思います。

保育の公的責任、その第1には福祉は税金で賄うという財政責任。したがって、措置という言葉も従来は使われてきました。2つ目には、最低基準を決めて管理する管理運営責任。3つ目には、公共機関すなわち自治体が直接に保育を担うという実施責任。この3つを原則としたものがこれまでの公的責任の中身でありました。

今回の民間移管は、保育行政における公的責任のうち、中でも実施責任を放棄する、そう 言わざるを得ません。保育の実施責任というのは保育の質や内容にかかわる公的責任を自治 体が負うという固有の任務、これを放棄することにつながりかねない問題であります。

平成18年6月に、武雄市は公立保育所の役割及び管理運営に関する計画を出しました。この中に、公立保育所の民営化の推進を明らかにし、民営化のねらいを民間活力の導入、あるいは勤務体制の問題、民営化による経費の軽減、これらを挙げております。私立保育所が先駆的に取り組んできた延長保育やあるいは乳児保育など、特別保育が公立保育所では職員配置等で柔軟に対応できないから民間活力の導入を図るんだと、必要だとしております。

また保育所運営における経費の大半が人件費、一般的には80%が人件費だと言われております。公立保育所の場合、児童1人当たりの運営経費が私立の約1.3倍になっていることを上げております。この経費を軽減するための民間への移管だと。最大のねらいは、この人件費の格差から生じてくる公民間のコスト差、給与差をなくす、あるいは職員を減らす、人件費を削減する、これが最大のねらいではないでしょうか。

既に武雄市は、公民間のいわゆるコスト差をなくす、経費の軽減を図ることを目標に、年々嘱託職員をふやしてきました。全体の保育労働に携わる職員のうち53%、先ほど部長から説明がありましたけれども、これは平成18年6月時点では、嘱託職員の占める割合53%。過半数を超えるまでになってきました。

嘱託職員の雇用条件は、これは変わっていないとすれば、1年契約の3年まで。これを条件にするなど、極めて不安定な雇用条件であります。保育士という専門性を身につけ安定的に働きたい。これはだれもが考えて、将来に身を託して就職された皆さんたちであります。こういう専門性を身につけて、安定的に保育行政に携わりたい。ところが、市は最初から嘱託という非正規雇用の範囲でしか採用してきませんでした。

民営化のねらいの中で、担任あるいは勤務体制等に問題がある。この民営化のねらいの中にはそのことが指摘されておりますけれども、この問題を生じさせたのは一体何なのかと。嘱託を希望した人たちじゃなくて、むしろそういう採用条件の中にこそ担任あるいは勤務体制の問題等々が発生する要因がある、こう指摘するものであります。嘱託職員としてではなく、正規の職員として雇用しているのであるとすれば、住民のニーズにこたえた保育行政も十分可能であるはずであります。

今回の保育所の民間移管の最大のねらいが、先ほど言いましたけれども、財政の厳しさを理由にして経費の節減、人件費の節減にある、改めて指摘をするものであります。さきに指摘した、保育行政の持つ公的責任の大きな柱である自治体が直接に保育を担うという、この実施責任の放棄、このことを指摘をいたしまして第5号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

議長(杉原豊喜君)

10番吉川議員

10番(吉川里已君)〔登壇〕

第5号議案に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

ここ半世紀、公立の保育所におきましては十分そのミッションを果たしてきた、そしてそ の役割はもう終ってきたというふうに認識をしております。

十数年前から、一番議会でも問題になっておりましたけれども、毎年毎年年間1億円以上の超過負担をしているということで、市の持ち出しが一般会計から1億円あったということで、これが大きな問題となっておりました。それから、保育所運営の改革に関する計画がなされて、東川登、西川登、そして今回朝日、朝日第二、若木と進んできたわけであります。そういう状況の中で、武雄市の非常に厳しい財政状況の中で、財政はまさに火の車であります。そういった観点から反対者御指摘のとおりだと思います行財政改革の一環として今回実施をするものであります。

そしてまた、もう1点、朝日に関しまして言いますと、今2カ園ございますけれども、これを新設統合して朝日小学校、そして公民館、それに新設の保育所を併設して、この3つが一体となったまちづくりを進めていこうということで、2年前から町としても多くの住民の皆さんの御理解を得ながら進めておるところでございます。

どうぞ議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長(杉原豊喜君)

5番大河内議員

5番(大河内 智君)〔登壇〕

私は第5号議案に反対の立場で討論をいたします。

先ほど2名の方が反対・賛成討論されましたが、今日大変財政が厳しいと言われる中でも、 自治体には保育義務があります。保育義務とは保育の実施、保育費の負担ということであり、 民間認可保育所だけでもその責任は果たせるという声も出ています。自治体が保育義務を果 たすためには、公立保育所でなくてもよいという考えから、公立保育所の削減とか民営化が 出ています。

確かに、私立保育所にも質が高く、保育内容やサービスが充実している保育所も多くございます。しかし、保育所運営費という限られた財源の中で運営せざるを得ないことから、民間給与改善費があったとしても、保育士等の賃金や労働条件が十分でないところもございます。また、保育士の勤続年数が短くなりがちで、経験が蓄積されずに保育のノウハウが承認されにくいところもございます。このような中で、公立保育所の存在は必要であり、自治体が責任を持って保育義務を果たすためには、積極的に民間保育所への支援、援助をも行うことが重要であります。

そういう中で、先ほど22番議員が申されましたが、武雄市は公立保育所の役割、そして民営化についての計画が提案されました。中身は私は12月議会でも質問いたしました。

実は、今回そういう中で、武雄市内16の保育所、保育園の中で今回の民営化が実施されれば、市内16カ所のうちに武雄保育所1カ所のみが公立として運営される状況になってきます。

過日、私は保育所の保育士さんたちのアンケートの一部を見せていただきました。賛成、 反対、 どちらともわからないという意見もありましたし、その数字の一端は12月議会でも説明、質問いたしましたが、その中の一、二点、「少子化問題で子育て支援の充実が求められている中、公立保育所が民営に向かうのはおかしいと思います。ちゃんと自治体で公立として安心して子供を預けられる保育所の存続を願います」とか、「私立保育所ばかりだと保育所同士での園児の取り合いのような形になるのではないでしょうか。そこら付近がどうしても不安です」と。「小規模ながらも地域の中で子供を育てることが今望まれているのに、何か逆行しているようなことにはないだろうかと。本当に困っておられる人たちがあることも考えてしてもらわないと、本当の意味で福祉を市は考えているのかという疑問がありま

す。」最後ですけれども、「私立の場合はどうしても特色を出して、経営者の考えが前面に 出るような不安がありますので、できるだけ公立を残してもらいたい」という意見もありま す。

そういう中で、実は今回財政問題が大変言われてきました。2000年の改革の中で、公立保育所の運営等に関する中で、2004年、平成16年から、実は保育所の運営費が一般財源化されました。一般財源化されたとしても、理論上は地方財政計画の中に掲示をされ、それは基準財政需要額と、ここの中の保育所運営費としての措置が算定されます。いわゆる地方交付税として、基準財政需要額の欄に基本的には算出されるわけです。

ところが、この基準財政需要額の額とか、どうしてもその内容が見えなくて、実は私たちも勉強していかなければならないと思っています。いわゆる金がないと言われますけれども、基本的には基準財政需要額の欄には、額は別にしても計上されているはずです。さらには今回資料の中に、決算ベースの中で児童1人当たりの経費が計上されています。当然その保育所運営費の中には保育所運営に関した経費として、事業費、人件費、管理費等を総称して、この運営費が計上されています。その中で、人件費だけが実は1.3倍とありますけれども、率直に言って、私は単純には比較することはできません。

最後です。そういう厳しい状況の中でも、民間の保育園の方々は、私立保育所でも実は今私立保育所運営費が計上され、支給されていますけれども、国の保育単価に入所児童数を乗じた金額が保育所運営費です。その単価は、国家公務員をベースにして算出されており、人事院勧告でマイナス勧告が出れば、やっぱりその単価も下げられます。そういうふうな民間企業も大変厳しい中で、実は民間と公立との共存をしながら頑張っていらっしゃいます。そういう意味では、公立保育所が存在し、行政が保育サービスの提供者として直接責任を負ってきたのであり、民間事業者も公的事業の担い手としての認識を持って頑張られている経緯があり、それであればあるこそ自治体行政の中で子育ては将来への投資であり、そういう意味では、私立保育所の運営をされる方とともに、子育て支援、保育をやっていく必要があり、公立保育所のますますの削減というのはやめて、公立保育所の民営化の拡大に反対し、現行を存続さすべきことを申し上げまして反対討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

議長(杉原豊喜君)

25番牟田議員

25番(牟田勝浩君)〔登壇〕

賛成の立場で討論したいと思います。

この保育所の民間委託、これはさかのぼればその前の学校給食の委託事業から始まりました。平成13年度ぐらいから計画されて、平成16年の12月に保育事業の民間委託の計画が出ました。その中の一環でその計画が出たときに、既に例えば嘱託職員さんはどうなる、そのと

きに出ておりました。当時の説明に、記憶しておりますけれども、まずは、年度ごとにその 民間委託の分を決めていく。その民間委託の決め方というのは、正規職員さんの退職時期を 十分考慮しながら、減った分を嘱託職員さんで何とかカバーして、行政ができるぎりぎりま でして、それで民間委託をしていくという年次計画も出ております。それは平成16年の12月 にきちんと行革大綱で出たと思いますけれども、その以前、先ほど言いました学校給食のと きから出ておりました。

それに対して、今さっき言われました自治体がその保育所を十分持っていなきゃいけないと、この分は例えば就園奨励費という形で私学、私立のほうにも十分補助してその役割は果たしていると思います。その後、先ほど10番議員が言いました行政改革の中の一環と、これはもう十分承知しております。お金が十分あればもちろん市で持っても構いませんけれども、その分がなくなってきているのが平成15年以前からわかってきて、その計画の中の一環で今回実施されているわけです。このうちの1つは多分計画よりも1年おくれていると思います。それだけ市は長く市立という形で保持していたという形でも受けとめられると思います。

基準財政需要額で、その分が来ていると言いますけれども、その基準財政需要額自体の算定方法、そして交付税自体が減っていること自体が、地方が財政危機に陥った部分の最たるものでありますので、これが高いからと言って、今後それが十分来るというのは何事も保証もないし、既に私自身は、これは個人的見解ですけれども、もうその分来ていないんじゃないかと思っております。ですから、武雄市のこの改革は、ぜひ成功させなければいけない。

例えば、この類似団体で、今まで武雄市と同じぐらい市立を持っている市というのは非常に少ない。かえってもう全国でも希有な例だと認識しております。これは、すなわち民間委託にすれば民間の活力を利用できるという部分もありますけれども、自治体としてあるべき姿を取り戻して何とかこの武雄市を存続しようという改革の一つですので、この朝日町、若木町のそれぞれの保育所、民間委託のほうになりますけれども、これから十分市とも協議しながら、地域の住民とも納得いくような運営をしていただけると確信しております。

議員各位、この民間委託がぜひ成功するよう皆様方の御賛同を切にお願いいたしまして、 私の賛成討論といたします。

以上でございます。

議長(杉原豊喜君)

29番黒岩議員

29番(黒岩幸生君)〔登壇〕

私は本案に反対であります。と申しますのも、私は常日ごろ基本的に思っているのは、子供たち、つまり保育や教育を財政論で語るべきでないという基本的考え方を持っております。何かすれば物を言えない子供たちにしわ寄せするとか、そういう姿勢は我々があってはならない、議員として、あるいは洗礼されるものとして大事なことだと思っております。もしあ

るならば、みずからの身を削るべきであって、やはりものを言えない子供たちを削るという ことは大変なことであると。

以前だったですけれども、北方町議会でこういうことがございました。米の消費拡大についてであります。米飯給食をふやしてくれということなんですね。これはどういうことかと言いますと、米が余っているから給食米飯をふやしてくれという、物を言えない子供に米を食わせろという、そういう請願が来たです。私がそのときに言ったのは、もし本気でそうしてくるならば、例えば、パンよりも米のほうがこう栄養価がいいんですよとか、何でそういう立場で来ないのかと、何で財政論で子供たちをいじめるかという考えも持っておりますし、そのときも反対をいたしました。

我々大人が考えなければならないのは、これから将来を担う子供たちをどういう環境で守ったがいいかと、大変重要な問題であります。そのことで、民間がいいのか、あるいは公立がいいのかを論じるべきであって、財政論で論じるべきでないという立場から反対をいたします。

議長(杉原豊喜君)

19番山口昌宏議員

19番(山口昌宏君)〔登壇〕

おはようございます。久しぶりに賛成討論をいたしますけれども、先ほどから反対者の意見等々を聞いておりますときに、22番議員、5番議員、そして29番議員等の反対討論を聞いておりますけれども、私は、東西川登の保育園の民営化をした一番初めに実施をしたところの関係から賛成討論をしたいと思います。

民営化になる前、東川登保育所、西川登保育所とありましたよね。何か皆さん方の反対討論を聞いておるときに、園児たちが一番被害を被っておるような話を聞きますけれども、その当時、保育園のお遊戯会の例を1つ挙げますと、公立のときにはもう時間超過してから保育園のお遊戯会やめました。東西川登の保育園は公立のときにはお遊戯会はあいよらんやったですね。そして今、私立になっておりますけれども、お遊戯会はきれいにあっております。そして、保育士さんは今7時から来よんさあです。7時から来て、今から先の時期はいいですよね。冬場は暗かときから来よんさあです。そして、暗うなってから帰りよんさあです。7時ぐらいまで見よんさあけん。それで、そういうふうにして努力をしてやっている民間が、おまけにバスで送り迎えまでしてくいよんさあ。(発言する者あり)何ですか。わかるごと言うてくださいよ。(発言する者あり)そういう中で、民営化はこれは本当にいいもんだなと私は思っております。

それともう1つ、それは何かと言うと、今、園児たちが物言えない園児で、くしくも29番議員おっしゃいましたけれども、この保育園児の取り合いじゃなくて、保育園児を持っている親が、うんにゃ、どうしてもあそこに行きたか、ここに行きたか。公立の場合はなかなか

そういうことも難しいような気がするわけですね。そういう面を考えたら、私立のほうが、 うんとこれは子供たちにとってはいいのかなという感じがしております。

そういう中で、私はさっき財政で物言うべきではないという話でしたけれども、確かにそれはそうでしょう。子供たちのことを考えて民営化は、私は賛成という立場です。議員の皆さん方の賛同をよろしくお願いします。

議長(杉原豊喜君)

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第5号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5.第6号議案 財産の譲与についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第6号議案 財産の譲与につきまして補足説明を申し上げます。

議案書2ページでございます。

市有財産の譲与につきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決が必要でございますので、承認をお願いするものでございます。

本議案は平成20年4月1日から若木保育所の民営化に伴いまして、社会福祉法人「教證会」理事長楠村信英氏に建物、設備を譲与するためのものです。譲与する財産の明細につきましては別紙のとおりでございますが、主な譲与物件といたしまして建物につきましては鉄骨造鉄板葺平家建482.97平方メートル、設備ではし尿浄化槽、自動火災報知設備などとなっております。

以上簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉原豊喜君)

第6号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。 第6号議案に対する討論を開始いたします。 〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第6号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6.第7号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び 組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第7号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の 変更に係る協議について、補足説明申し上げます。

議案書4ページでございます。

佐賀県市町総合事務組合は、佐賀県町村会及び佐賀県町村議会議長会に事務所を置く佐賀県市町村退職手当組合ほか5つの一部事務組合の事務について複合的に事務処理を行うために、平成19年4月1日に設立された一部事務組合でございます。

今回、佐賀県西部広域環境組合が非常勤職員公務災害補償等事務の共同処理のため、佐賀県市町総合事務組合に加入し、組織団体の数が増加することから、別表第1及び別表第2、第3条第7号に関する事務の項の組合規約を変更する必要が生じております。

また、交通災害共済事務の共同処理に新たに佐賀市が参加し、伊万里・有田地区特別養護 老人ホーム組合が伊万里・有田地区医療福祉組合に名称が変更されたことに伴い、別表第2 第3条関係の事務の項について組合規約の変更をするものでございます。

一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、また規約を変更しようとするときは地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定める必要があり、この協議については同法第290条の規定により議会の議決を要することとなっております。このことにより地方自治法に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長(杉原豊喜君)

第7号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御 異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。 第7号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公 共団体の数の増加及び組合規約の変更に係る協議については、原案のとおり可決されました。 日程第7.第8号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算(第9回)を議題といたしま す。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長 [登壇]

第8号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算(第9回)について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は歳入歳出にそれぞれ300千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ19,886,247千円とするものでございます。また、第2条で債務負担行為の追加をお願いしておりますが、これは4ページの第2表のとおり、朝日保育所及び朝日第二保育所の民間移管に伴い、引き受け法人において両保育所を統合して新たな保育所を建設される場合の助成について、今回、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

期間は、引き受け法人において新たな保育所の建設を予定されている平成20年度としております。

限度額についてでございますが、第2表の上の欄では、武雄市保育所施設整備補助金交付 要綱に基づく助成予定額を限度額とするものでございます。これは、国の補助金等を受けて 行われる保育所の施設整備に対し助成を行うもので、この104,715千円のうち、69,810千円 の国庫補助を見込んでおります。

第2表の下の欄の事項につきましては、武雄市社会福祉法人に対する助成に関する条例施 行規則に基づき保育所の民間移管に伴う施設整備を条件として市単独により助成を行うもの で、助成予定額34,905千円を限度額とするものでございます。

続きまして、今回の補正の主な内容について補正予算説明書のほうで説明をさせていただきます。

補正予算説明書の(4)ページをごらんください。

2款.総務費、1項.総務管理費で、財団法人自治体国際化協会のシドニー事務所への職

員1人分の派遣旅費をお願いいたしております。

当初の計画では平成20年4月1日からの予定でございましたが、シドニーでの業務の関係で本年3月1日からになりましたので、今回補正をお願いするものでございます。旅費の額につきましてはシドニーまでの航空運賃、日当、宿泊料など、国家公務員の旅費に関する規定に準じて算定しております。

なお、派遣期間は平成22年3月末日までを予定しております。

以上、歳出の概要について申し上げましたが、これを賄う財源として財団法人自治体国際 協会からの助成金を計上し、なお不足する分については予備費で調整をいたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉原豊喜君)

第8号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御 異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。 第8号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。

第8号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、第8号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算(第9回)は、原案のとおり可決されました。

日程第8.報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

報告第1号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書6ページでございます。

これにつきましては、職員が起こしました交通事故の損害賠償について、市長の専決処分 事項の指定に関する条例の規定により平成20年2月13日付で専決処分をいたしましたので報 告するものでございます。

事故の概要でございますが、平成19年12月1日午前9時30分ごろ、武雄市役所本庁駐車場

で職員が公用車を駐車しようとした際、駐車中の武雄市武雄町大字武雄5678番地、山﨑猛さんの乗用車に接触し、同車両後方に損害を与えたもので、損害賠償の額につきましては125,605円でございます。

基本的な注意を怠り、職員が事故を発生しましたことに対し深くおわびを申し上げます。

なお、関係職員に対しましては厳重に注意し、再発防止に努めるよう強く指導したところ でございます。

以上、御報告とさせていただきます。

議長(杉原豊喜君)

報告第1号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第1号は、法令に基づき提出された報告でございますので、この程度にしたいと思います。

以上で本日の日程並びに本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成20年2月武雄市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 11時36分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 牟田 勝浩

" 議 員 吉 原 武 藤

議員 江原一雄

議員 富永起雄

会議録調製者緒方正義